

議案第6号

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を改正することについて

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

平成21年4月1日施行の学校給食法の一部改正により、共同調理場に関する規定が「第5条の2」から「第6条」へ繰り下げられたが、本条例に反映できていなかつたため、所要の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を改正する条例

瀬戸内市学校給食調理場条例（平成16年瀬戸内市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市学校給食調理場条例(平成16年瀬戸内市条例第73号)新旧対照表

現行	改正後
(設置) 第1条 本市は、学校給食法(昭和29年法律第160号) <u>第5条の2</u> の規定に基づき、学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、瀬戸内市学校給食調理場(以下「調理場」という。)を設置する。	(設置) 第1条 本市は、学校給食法(昭和29年法律第160号) <u>第6条</u> の規定に基づき、学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、瀬戸内市学校給食調理場(以下「調理場」という。)を設置する。